

議員歳費・手当の返納を可能とする法案

【国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の改正】

<立法の背景>

現行の制度では、国会議員の歳費や期末手当を国庫に返納することは公職選挙法の寄附禁止の規定に抵触するため、国会議員が自主的に歳費や期末手当を国庫に返納することができない。(ただし、参議院議員については、令和4年7月31日までの間に限定して、歳費の返納が認められている。)

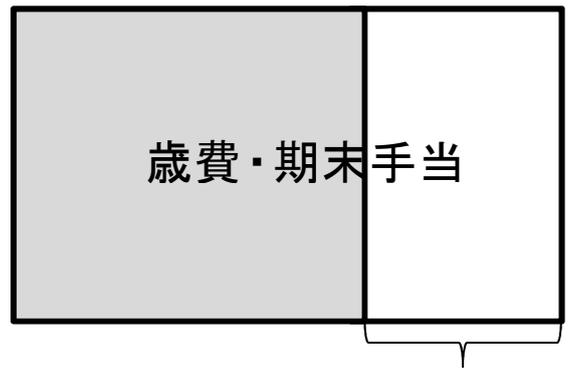
当分の間、国会議員が歳費及び期末手当を国庫に返納する場合については、公職選挙法の寄附禁止の規定を適用しないこととする。

現 行



国庫に返納することができない
(公職選挙法に抵触)

改 正 法



国庫に返納することができる
(公職選挙法の適用除外)

※参議院議員については、一定期間、歳費の返納が可能